

特定健康診査受診率向上業務仕様書

1 業務名

特定健康診査受診率向上業務

2 目的

発注者の令和4年度の特定健康診査の受診率(法定報告)は33.7%であり、第3期特定健康診査等実施計画において設定した受診率目標である60%との乖離は大きい。本計画の実現のためには受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

- (1) データ分析による特定健康診査受診勧奨に効果的な勧奨対象者の抽出・選定
- (2) 特定健診未受診者への受診勧奨の実施(勧奨回数は2回で約20,000件)
- (3) 勧奨結果のデータ化・集計作業

5 業務の実施方法

(1) データ分析業務

発注者が提供する以下のデータを用いて、効率的かつ効果的な受診勧奨を実現するための分析を行い、特定健診対象者の個々の状況(過去の受診状況や通院状況等)を踏まえた分類をおこなう。

【提供データ】

ア レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンラインまたは光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、対象者抽出用として令和5年4月～令和6年3月診療分の12か月分とする。

- ・医科 … 「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・DPC … 「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ・調剤 … 「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

イ 健康診査データ

対象期間は対象者抽出用として令和3年から令和5年度の3か年度分、効果測定用として令和6年度分とする。なお、効果測定用の健康診査データは、契約期間内に業務完了することが可能な月数について、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

- ・健康診査受診者 CSV ファイル … 「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出(健診結果情報) ファイル … 「FKAC163」・「FKAC167」
- ・健康診査結果等情報作成抽出(その他の結果情報) ファイル … 「FKAC164」
- ・特定保健指導結果等情報抽出(特定保健指導結果情報) ファイル … 「FKAC165」

ウ 被保険者データ

・国保総合システム 特定健診等被保険者データ

…「KDB帳票 ID P26_006・IF015」

エ その他、業務遂行に必要なデータ(提供可能なものに限る)

(2) 受診勧奨業務

(1) のデータ分析をもとに、以下のような効率的かつ効果的な受診勧奨を実施すること。

受診勧奨対象者は発注者の合意をもって最終決定し、受診勧奨対象者一覧を発注者に提出すること。

そのうえで、5の(1)ので決定した受診勧奨対象者に対して個人の背景に合わせたセグメント化(4グループ以上)を行い、必要情報の一覧化等、運用しやすい受診勧奨者情報を作成し、これらを活用し、対象者の特性を考慮した効果的な通知書を作成し送付する。また、当該勧奨業務後の測定用の提供データを用いて効果の検証を実施すること。

ア 対象者の除外

受診勧奨対象者として適切でない対象者(がん、精神疾患、難病、認知症及び人口透析等)を除外できるように処理すること。

イ 通知物は対象者の特性に合わせた個別具体的なもので、特定健康診査の必要性及び意義が伝わる内容とするとともに、デザイン等にも配慮すること。なお、詳細については、発注者と協議を経て決定し、校正は最大3回とし、受注者は発注者の要望による校正を行うものである。(なお、最終決定は、受注者と協議したうえで、行うものとする。)

ウ 発注者の確認を受けた後、受注者は発送業務を行うこと。郵送料は受注者の負担とする。

(宛名の外字フォントについては、発注者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受注者と協議のうえ決定するものとする。)

エ 通知書は圧着ハガキ(見開きはがきサイズに折込圧着)等の内容が他者に漏れないも様式の物とし、カラー印刷とする。

オ 発送時期は発注者と協議して決定すること。

カ 発送前に発注者より指示があった場合は、必要に応じて引き抜きを行うこと。引き抜きの指示の期日は発注者と受注者で協議するものとする。

6 成果品

受注者は、履行期間内に行った受託業務について、次の成果品を提出すること。

(1) 実施結果報告書

以下の内容を簡潔にとりまとめたものを、提出すること。

- ・事業概要
- ・受診状況
- ・効果測定報告書

(2) 対象者データ(Excel 形式)

- ・特定健康診査受診勧奨対象者一覧

(3) 上記(1)、(2)を収録した記録メディア

(4) その他の発注者が指定する資料

7 成果品の帰属

本業務における成果品および業務上の作成資料等については、すべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は、発注者の許可なく、複製、公表または第三者に提供してはならない。

8 第三者委託の禁止

本業務については、受注者自身が実施し、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ第三者への書面にての委託を発注者が承認したときは、この限りではない。

なお、発注者から承認を受けた場合であっても再委託の価格は委託料の2分の1を超えてはならない。

9 情報の保護

- (1) 受注者は、本業務(再委託した場合も含む)を通じて知り得た情報は機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に漏らしてはならない(資料の転写・複写・転載・閲覧および貸出を含む)。
- (2) 受注者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するための必要な措置を講じこと。
- (3) 受注者は業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを発注者に速やかに引き渡すものとする。

10 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例その他個人情報保護に関する規定を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 その他業務委託に関する事項

- (1) 受注者は、契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について、発注者と密に打合せを実施すること。
(受注者は、本業務に従事する者のリスト及び資格証の写しを契約後速やかに提出すること。従事する者に変更等がある場合も同様とする。)
- (2) 発注者が本業務の実施状況について照会し、調査又は報告を求めた場合は、受注者は速やかに対応すること。
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等に係る費用については、すべて受注者の負担とする。
- (4) データの受け渡しは、個人情報のため取り扱いに注意し、安全な方法で行うことを必須とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については発注者とその都度協議のうえ、決定するものとする。